

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○報酬算定・運営基準

「平成27年4月介護報酬改定に伴う加算届等の提出期限について」

「業務管理体制の届出先行政機関の変更について」

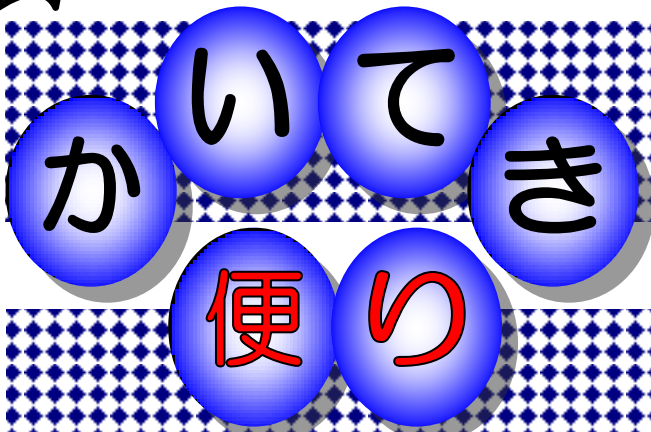
○お知らせ

「八王子市の中核市移行による指定権限移譲に伴う事務等について」

「介護支援専門員証の様式の変更について」

「訪問看護ステーションに対する都の支援について」

「生計困難者に対する利用者負担軽減制度について」



平成27年4月1日発行 第129号

報酬算定・運営基準

○ 平成27年4月介護報酬改定に伴う加算届等の提出期限について

平成27年4月介護報酬改定に伴う加算届等の提出期限について、以下のとおり延長致します。

<対象サービス>

- ・居宅系サービス（老人保健施設における通所リハビリテーション、老人保健施設における短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を除く）
- ・介護予防サービス（老人保健施設における介護予防通所リハビリテーション、老人保健施設における介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護を除く）
- ・居宅介護支援
- ・介護療養型医療施設

<提出期限>

平成27年4月15日（水曜日） 【必着】

<届出に当たっての留意事項>

- ・届出は郵送での提出をお願いします。
- ・届出は2部作成し、返信用封筒に切手を貼ったものを同封して送付してください。1部は収受印を押印して返送いたしますので、事業所控えとして専用のファイル等で必ず保管しておいてください。
- ・送付の際には、封筒に「平成27年4月 加算関係書類在中」と明記してください。

<届出先>

〒163-0718 新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室

<届出様式、留意事項（添付書類、加算要件概要等）>

東京都介護サービス情報を御確認ください。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

○ 業務管理体制の届出先行政機関の変更について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革と推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）（平成26年法律第51号）」により、平成27年4月1日より、業務管理体制に係る届出先行政機関が下記のとおり変更となりました。

業務管理体制の届出をまだご提出されていない法人様や、今後、介護サービス事業所を運営される新規の法人様におかれましては、下記の届出先行政機関を確認の上、ご提出いただくようお願いいたします。

記

◎ 事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が二以上の都道府県に所在する事業者かつ事業所等が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一区市町村内に所在する事業者	区市町村
上記以外の事業者	都道府県

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報＞業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等＞業務管理体制に係る届出
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kai go_lib/gyoumutodoke/gyoumukannritaisei.html

お知らせ

○ 八王子市の中核市移行による指定権限移譲に伴う事務等について

平成27年4月1日より八王子市は中核市に移行しました。これに伴い、八王子市内の高齢者施設、居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービスに係る許認可、指定等の権限は都から八王子市に移譲されました。このため、移行後は八王子市が新規指定、指定更新、変更届出等の事務手続きを行います。

なお、平成27年4月以降、既存の事業所・施設を八王子市内又は市外に移転される場合は、廃止・新規の手続きが必要になりますので、事前にご相談ください。

【上記に関するお問い合わせ先】

八王子市役所 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

TEL 042-620-7452

お知らせ

○ 介護支援専門員証の様式の変更について

平成27年4月1日から、介護保険法施行規則の改正により、個人情報の保護のため、介護支援専門員証の記載事項から住所が削除されます。

一方、介護支援専門員は、介護保険法第69条の4及び介護保険法施行規則第113条の12の規定により、住所に変更があった場合は、遅滞なく、都道府県知事に届け出る義務があります。住所に変更があった場合は、必ず、速やかに届出を行ってください。届出を行わない場合は、更新の案内等の必要な通知が届かなくなります。

なお、住所記載がある現様式の介護支援専門員証は、経過措置により、新様式による介護支援専門員証によるものとみなします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>介護支援専門員（ケアマネジャー）関連情報>介護支援専門員登録関連

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku.html)

お知らせ

○ 訪問看護ステーションに対する都の支援について

訪問看護ステーションは、在宅療養の中心的な役割を担っており、東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、補助金事業や研修事業などさまざまな支援を行っております。

このたび、補助金事業の詳細について、下記のとおり説明会を開催いたします。

なお、各事業の申請要件や募集締切などの詳細な情報は、随時、東京都のホームページに掲載しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

<説明会>

- 日時：平成27年4月22日(水曜日) 午前10時～11時(1時間程度)
- 場所：都庁第一本庁舎25階 103会議室
- 申込方法：「説明会申込書」を下記問い合わせ先宛ファクシミリにて送付ください(4月15日締切)

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問い合わせ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267 FAX03-5388-1395

○ 生計困難者に対する利用者負担軽減事業にご協力ください

東京都では、介護サービスの利用者に関し、所得が低く、生計が困難な方への配慮のため、利用者負担額(介護サービス費の1割負担、食費、居住費等)の一部を軽減する事業を実施しています。

軽減に要する費用は、サービス事業者と区市町村等で負担する仕組みとなっており、事業実施には事業者の皆様のご協力が不可欠です。制度の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力くださいますようお願いいたします。

なお、軽減事業にご協力いただける場合は、「軽減申出書」を東京都と事業所が所在する区市町村にそれぞれご提出ください。また、申出書の様式や制度の詳細については、東京都福祉保健局ホームページをご確認ください。※制度改正に伴い、4月から事業内容が一部変更となっております。

また、居宅介護支援事業所等においてケアプラン作成をされている介護支援専門員等におかれましては、本軽減事業について、ご利用者様への周知にご協力いただきますよう、お願いいたします。ホームページに案内を掲載しておりますので、ご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>事業者に関する情報(指定状況、負担軽減等)>生計困難者に対する負担軽減事業 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/keigen.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4291